

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

### 規 則

○貸金業法施行細則の一部を改正する規則…………… (消費者安全課)	1
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則 (人材育成課)	1
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則…………… (農業経営課)	2
○砂防法施行細則の一部を改正する規則…………… (維持管理防災課)	4
○海岸法施行細則の一部を改正する規則…………… (維持管理防災課)	4
○北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課)	5

### 訓 令

○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	6
--	---

## 規 則

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第34号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則 (昭和58年北海道規則第75号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「、第8号から第10号」を「から第8号」に、「第13号 (第10号)」を「第11号 (第8号)」に、「第15号から第21号」を「第13号から第19号」に改め、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、同条第15号中「業務報告書」を「事業報告書」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第16号を第14号とし、第17号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、同条第20号中「第24条の6の11第1項」を「第24条の6の12第1項」に改め、同号を同条第18号とし、同条第21号中「第24条の6の11第2項」を「第24条の6の12第2項」に改め、同号を同条第19号とし、同条第22号中「第24条の6の11第3項」を「第24条の6の12第3項」に改め、同号を同条第20号とし、同条第23号中「第24条の6の11第4項」を「第24条の6の12第4項」に改め、同号を同条第21号とし、同条第24号中「第44条の3第1項」を「第44条の2第1項」に改め、同号を同条第22号とし、同条第25号中「第44条の3第3項」を「第44条の2第3項」に改め、同号を同

条第23号とし、同条第26号中「第44条の4」を「第44条の3」に改め、同号を同条第24号とする。

第9条の見出し中「業務報告書」を「事業報告書」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第35号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則 (昭和38年北海道規則第142号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書第14条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 乙が排除措置命令 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下この条及び第19条において「独占禁止法」という。)) 第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第19条において同じ。) を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) 第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え (以下この条において「処分の取消しの訴え」という。) が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令 (独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第19条において同じ。) を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき (当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)) 。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき (当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)) 又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書第14条第5号を削り、同条第6号中「乙に対

する命令で確定した場合に限り」を「処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし」に、「各名宛人に対する命令全てが確定した場合に限る」を「処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする」に、「これが確定した」を「処分の取消しの訴えが提起されなかった等の」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とする。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書第19条第1項ただし書中「第6号まで」を「第5号まで」に、「納付命令又は審決」を「又は納付命令」に改める。

別記第3号様式の2職場実習委託契約書第14条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第19条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第19条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第19条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

別記第3号様式の2職場実習委託契約書第14条第5号を削り、同条第6号中「乙に対する命令で確定した場合に限り」を「処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消し

の訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし」に、「各名宛人に対する命令全てが確定した場合に限る」を「処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする」に、「これが確定した」を「処分の取消しの訴えが提起されなかった等の」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とする。

別記第3号様式の2職場実習委託契約書第19条第1項ただし書中「第6号まで」を「第5号まで」に、「納付命令又は審決」を「又は納付命令」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第36号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。第17条を削り、第16条の2を第17条とする。

第18条の6を次のように改める。

#### 第18条の6 削除

第19条の3中「、第12条の2から第12条の4まで、第13条」を「及び第12条の2」に改め、「及び第17条」を削る。

別表を次のように改める。

#### 別表（第6条関係）

科目及び時間数の基準

区分	科目（単位数）		時間数	
	第1学年	第2学年	第1学年	第2学年
教養科目	農業経営基礎(2)		時間 15	時間
	外国語(2) 特別活動(2)		120	
	体育(2)		45	45
選択	アグリライフ論(2) 英会話(1)		45	

養成課程	共通専門科目	科目	農村活性化論(2)		30	
		必修科目	農業簿記(1) 農業簿記演習(1) 農業機械学(2) 農業機械学演習(2)	農政・経済(1) 農業経営(2) 経営分析論演習(1) 経営設計(1) 経営設計演習(2)	135	150
			選択科目	農畜産加工演習(1) 情報処理演習(1) 危険物(2) 新規参入者入門(1) キャリアデザイン(1)	アグリビジネス論(1) 溶接(1) 毒物劇物(2) 長期海外研修等実践英会話(1) 海外農業視察研修(2) 農村空間利用論演習(1)	120
		乳牛飼養論(1) 肉牛飼養論Ⅰ(1) 畑作栽培概論(1) 野菜栽培概論(1)		60		
	畜産経営学科専門科目	必修科目	プロジェクト概論(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 畜産機械施設演習(2) 家畜栄養学Ⅰ(1) 家畜解剖学(1) 家畜管理論(1) 飼料作物学(2) 家畜飼養論(1) 専攻実習(8) 体験学習(9) 家畜繁殖学Ⅰ(2) 家畜育種論(1) 土壌肥料学(1) 先進農業機械学演習(1)	卒業論文(4) プロジェクト実践Ⅱ(10) 家畜栄養学Ⅱ(1) 生物学(1)	1,110	615
			選択科目	肉牛飼養論Ⅱ(1) 家畜飼養管理演習(1) 畜産環境論(1) 家畜繁殖学Ⅱ(2) 家畜繁殖学演習(3) 家畜衛生学(1) 家畜衛生演習(1) 畜産物加工流通論(1)	240	
	畑作園芸経営学科専門科目	必修科目	プロジェクト概論(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 畑作園芸機械施設演習(2) 生物学(1) 生物学実験(1) 作物保護(3) 土壌肥料実験(1) 植物生理概論(1) 土壌肥料学(1) 専攻実習(8) 体験学習(9) 先進農業機械学演習(1)	卒業論文(4) プロジェクト実践Ⅱ(10)	1,110	570
			クリーン・有機農業論(1)	農産物流通論(2)	15	30
		選択科目	麦類栽培論(1) 豆類栽培論(1) ばれいしょ栽培論(1) てんさい栽培論(1) 葉菜類栽培論(1) 根菜類栽培論(1) 果菜類栽培論(1) 西洋野菜・花き栽培論(1)		120	
計			2,595	1,845		
研究課				330		
	必修科目	農業経済(1) 農業経営(1) 農業統計(1) 財務管理(3) 経営計画(1) 長期計画演習(3) 専門研究(3) 研究課題計画演習Ⅰ(3) 総合実習Ⅰ(15) 農業組織計画演習(1) 家畜飼養特論(2) 作物栽培特論(2) 新規参入経営基礎(3) 就農計画演習(3)	農協・農業団体論(1) 農協法人組織論(1) 農業政策(1) 農業経営税務(1) 農業機械組織利用演習(1) 研究課題計画演習Ⅱ(2) 総合実習Ⅱ(15) 環境保全演習(1) 卒業論文(9) 農業技術概論(1)	1,320	1,140	
		6次産業化基礎演習(2) 6次産業化実践実習(2)				

程		畜産経営学(2) 農産経営学(2) 新規参入基礎講座(1)	225	
	選択科目	作物栽培基礎(1) 土壌肥料学(1) 農業情報処理演習(1) 英会話(1) 労働衛生・労働管理(2)	105	45
		繁殖実践強化演習(1) 農業特別実習(1) 特別講座(2)	105	
	特別活動	学校行事 部・サークル活動	75	75
		計	1,500	1,260
		330		

**附 則**

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第17条を削り、第16条の2を第17条とする改正規定並びに第18条の6及び第19条の3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 平成27年3月31日において現に北海道立農業大学校の養成課程又は研究課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

砂防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第37号**

砂防法施行細則の一部を改正する規則

砂防法施行細則（昭和40年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第38号**

海岸法施行細則の一部を改正する規則

海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第12条の5中「第12条の2」を「第12条の4」に、「第12条の3第1項」を「第12条の5第1項」に改め、同条を第12条の7とし、第12条の4を第12条の6とする。

第12条の3第1項中「別記第8号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第12条の5とする。

第12条の2中「別記第7号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第12条の4とし、第12条の次に次の2条を加える。

（海岸協力団体の指定の申請）

**第12条の2** 法第23条の3第1項の申請は、別記第7号様式の申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 法人等（法人及び省令第7条の3に規定する団体をいう。以下この項において同じ。）の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されている書類
  - 活動実績報告書
  - 活動実施計画書
  - 法人等の収支計算書及び監査報告書
  - 納税義務を有する法人等にあつては、納税証明書
  - 誓約書（別記第8号様式）
  - その他知事が必要と認める書類
- （海岸協力団体の名称等の変更の届出）

**第12条の3** 法第23条の3第3項の規定による届出は、別記第9号様式の届出書により行うものとする。

第14条及び第15条中「別記第9号様式」を「別記第12号様式」に改める。

別表、別記第1号様式及び別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「第12条の5」を「第12条の7」に改める。

別記第9号様式を別記第12号様式とする。

別記第8号様式中「（第12条の3関係）」を「（第12条の5関係）」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第7号様式中「（第12条の2関係）」を「（第12条の4関係）」に改め、同様式を別記第10号様式とし、別記第6号様式の次に次の3様式を加える。

**別記第7号様式**（第12条の2関係）

海岸協力団体指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所又は事務所の所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名 (印)  
(電話番号 )

海岸協力団体の指定を受けたいので、海岸法第23条の3第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 申請者の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の申請者の構成員の数が記載されている書類
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 申請者の収支計算書及び監査報告書
- 5 納税義務を有する法人等にあつては、納税証明書
- 6 誓約書
- 7 その他知事が必要と認める書類

別記第8号様式 (第12条の2関係)

誓約書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 名 称  
代表者氏名 (印)

海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約します。

別記第9号様式 (第12条の3関係)

名称等変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

住所又は事務所の所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名 (印)  
(電話番号 )

次のとおり を変更するので、海岸法第23条の3第3項の規定により、届け

出ます。

記

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則

北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。  
別記建設工事請負標準契約書式第43条の2第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第46条の2において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第46条の2において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第46条の2において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

別記建設工事請負標準契約書式第43条の2第5号を削り、同条第6号中「受注者に対する命令で確定した場合における当該命令を」を「処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし」に、「各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう」を「処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする」に、「これが確定した」を「処分の取消しの訴えが提起されなかった等の」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とする。

別記建設工事請負標準契約書式第46条の2第1項ただし書中「第6号まで」を「第5号まで」に、「納付命令又は審決」を「又は納付命令」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 北海道訓令第5号

本 庁  
出 先 機 関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令

北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

3 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、受給資格票の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあっては別記第2号様式の2による受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあっては同様式による受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格票を添えて、速やかに所属長に提出しなければならない。ただし、受給資格票を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

4 所属長は、前項本文の規定により受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格票に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第6条中「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）」を「受給資格者」に改める。

第11条第1項中「ときは、」の次に「別記第5号様式の2による」を加える。

第17条第1項中「同号口に該当する者に係る就業促進手当（）」の次に「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を、「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に」の次に「就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては別記第6号様式の4による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に」を加える。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

#### 別記第2号様式の2（第4条関係）

(表面)

氏名

受給資格者 変更届

住所

番号	
新氏名	
1 氏名	旧
	新
2 住所	旧
	新

3	生年月日	年 月 日	4	変更年月日	年 月 日
北海道職員失業者退職手当支給規程第4条第3項の規定により上記のとおり届け出ます。					
年 月 日					
受給資格者氏名					
様					
番号 ( )					
電話番号 ( )					
備 考	※口座名義変更確認欄				

(裏面)

注意事項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 受給資格者氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば、住民票）を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記第4号様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

受給資格者失業認定申告書

(該当する所に○印を付け、必要な事情を記載してください。)

①失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	ア した	就職又は就労をした月日を記載してください。				
	イ しない	内職又は手伝いをした月日を記載してください。				
②内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
③失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。						

ア 探した	(1)求職活動をどのような方法で行いましたか。					
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容		
	(7) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (4) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等					
(2)(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。						
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果
					(7) 知人の紹介 (4) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他（具体的に記載してください。）	
イ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)					
④今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。				
	イ 応じられない	(7) 病気やけがなど健康上の理由 (4) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ウ) 就職をしたため又は就職予定のため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他 ( )				
⑤就職した人、自営業を開始した人又はそれらの予定がある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)			
		月 日から就職 (予定)				
	イ 自営	月 日から自営業開始 (予定)				
上記のとおり申告します。 年 月 日						
受給資格者氏名						㊟

注意事項

- 1 この申請書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が記載すること。
- 2 ①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回、公共職業安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 3 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員や嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であって、雇用保険の被保険者となる場合、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合を含む。）をいう。  
なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労をしたことになるものであること（無償のボランティア活動など4に該当するものを除く。）。
- 4 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、

自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合など働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除く。）であって、「就職」又は「就労」とは言いえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合は、これに含まれることがある。）をいうものであること。

なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。

5 ③欄のイに○印を付けた者は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。

6 ③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。

なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載すること。

また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

7 ④欄のイの(イ)に○印を付けた者は、その理由を( )の中に具体的に記載すること。

別記第5号様式(表面)②欄中

3 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第23条第1項第4号の講習	4 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条の適応訓練	5 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第15条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	6 沖縄振興開発特別措置法第44条第1項第4号の講習	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4
---------------------------------------	----------------------------	---	----------------------------	-----------------------------	---

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興開発特別措置法第81条に基づく職業訓練
---	---------------------------

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式の2(第11条関係)

公共職業訓練等受講証明書

番号	未支給区分(1 未支給、空欄 未支給以外)						
待機満了年月日	年 月 日						
支給期間	初日	年 月 日		末日	年 月 日		
認定日数	受講日数	通所日数	特定職種受講日数	寄宿日数			
内職(労働日数、収入額)	円		就業手当支給日数	早期就業支援金支給日数			
1 受講者氏名	2 証明対象期間			年 月			
3 訓練受講職種							
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。	1	2	3	4	5	6	7
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日(日・祝日等)	=印						
	8	9	10	11	12	13	14

(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち	15	16	17	18	19	20	21	
ア 疾病又は負傷による場合	○印	22	23	24	25	26	27	28
イ ア以外でやむを得ない理由がある場合	△印	29	30	31				
ウ やむを得ない理由がない場合	×印							
5 特記事項								
上記の記載事実と誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印								
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	ア した		イ しない					
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。	ア 得た		イ 得ない					
8 寄宿の有無	有( )・無							
上記のとおり申告します。 年 月 日 受講者氏名 印 番 号( ) 様								
※連絡事項								
備考								

注意事項

- 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的な事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。  
なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業者の退職手当支給申請書により申告すること。
- 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講終了後の期間を除くものであること。
- 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合は、就職又は就労となります。)又は日雇労働者として臨時に労働したり、会社の役員になったりした場合等をいうものであること。  
なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労をしたことになるものであること。
- 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とは言いえない程度のものをいうものであること。

なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。

6 8欄には、該当するものを○で囲むこと。

なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を( )内に記載すること。

7 受講者氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

8 ※印欄には、記載しないこと。

別記第6号様式中

支給申請期間	⑩ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)
	⑪ ⑩の給付を受けることができる期間	年 月 日から 年 月
	⑫ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月

日まで	日間
日まで	日間
日まで	日間

を

支給申請期間	⑩ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4)	
	⑪ ⑩欄の給付を受けることができる期間	年 月 日か	
	⑫ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日か	
⑬	内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日	収入のあった日 月 収入のあった日 月 収入のあった日 月

(5) (6) (7) (8)
ら 年 月 日まで 日間
ら 年 月 日まで 日間
ら 年 月 日まで 日間

に改め、同様式の注意事項中4の事項

日	収入額	円	何日分の収入か	日分
日	収入額	円	何日分の収入か	日分
日	収入額	円	何日分の収入か	日分

を6の事項とし、3の事項の次に次の2事項を加える。

4 ⑬欄には、⑧欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。

5 申請者氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

別記第6号様式の3(表面)⑧欄を次のように改める。

⑧雇用期間	ア 定めなし	年月日まで
	イ 定めあり	( 年 月 日)
契約更新条項 (ア有 イ無)		
1年を超えて雇用する見込み (ア有 イ無)		

別記第6号様式の3(表面)⑩欄を次のように改める。

⑩	③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。

別記第6号様式の3(裏面)注意事項4の事項中「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式の4(第17条関係)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏名				2 番号		
3 住所	〒					
4 就職先の事業所	名称				事業所番号	- -
	所在地	〒				

		(電話番号)			
5	1週間の所定労働時間	時間 分	6 求人申込み時等に明示した賃金額(月額) 万 千円		
7 雇用期間中の賃金支払状況					
①賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	③賃金額			④備考
		①	②	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
8 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。					
年 月 日		事業主氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			印
9 北海道職員失業者退職手当支給規程第17条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。					
年 月 日		様 申請者氏名			印
備考					

注意事項

- この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6か月に至った日の翌日から起算して2か月以内に、原則として、所属長に提出すること。  
なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- この申請書は、受給資格票を添えること。
- 申請者にあっては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては4

欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は、記載を省略することができる。

4 申請書の記載について

- 申請者の記載事項  
9欄の申請者氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 事業主の記載事項  
ア 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6か月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。  
イ 6欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。  
ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。  
エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。

別記第7号様式(表面)⑧欄を次のように改める。

⑧雇用期間	ア 定めなし	→ 年 月 日まで
	イ 定めあり	( 年 月 日 )
契約更新条項 (ア 有 イ 無)		
1年を超えて雇用する見込み (ア 有 イ 無)		

別記第7号様式(表面)⑩欄を次のように改める。

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。

別記第7号様式(裏面)注意事項3の事項中「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」を加える。

附 則

- この訓令は、平成27年3月27日から施行し、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程(次項において「改正後の訓令」という。)第17条第1項及び別記第6号様式の4の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 この訓令の施行の日から1年を経過する日までの間に限り、改正後の訓令別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第6号様式の3及び別記第7号様式の規定にかかわらず、この訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第6号様式の3又は別記第7号様式の規定により作成した用紙を使用することができる。

---